

## 地域包括支援センターにおける人員配置基準の緩和の適用について

### 1. 人員配置基準の緩和の経緯と改正の内容（令和6年度 第2回で報告済み）

#### （1）東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の改正

地域包括支援センターの職員の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、市町村が従うべき基準の改正が行われたことを受け、人員配置基準の緩和をすることとし、条例を改正（令和7年4月1日から）

#### （2）台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正

条例改正を受けて、本協議会の設置要綱も改正

#### （3）改正の内容

地域包括支援センターに置くべき3職種（保健師・経験のある看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員）は、原則、専従・常勤とするものの、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者数や地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（複数の職員で常勤職員の勤務時間をシェア）によることができる。

### 2. 緩和の適用

やなか地域包括支援センターの受託法人の台東区社会福祉事業団より、配置職員変更の届出があった。

やなか地域包括支援センター			
	令和8年1月	➡	令和8年2月～
保健師・看護師	1人（保健師）	➡	保健師 1人（8時間/週） 看護師 1人（32時間/週）
社会福祉士	2人		2人
主任介護支援専門員	1人		1人
3職種 合計	4人		4人
圏域内高齢者数	4,322人		
必要な3職種 （条例の基準）	3人		